

令和 7 年度 4 月定例委員会

○ 日時：令和 7 年 4 月 2 5 日(金) 9：00～（議事）

○ 場所：梶原町役場 2 階 議場（大会議室 1）

出席：農業委員	中平紀善・上田和弘・谷川恵美・中岡勝寿・押川収一
推進委員	久岡健一・岡林勝・中平勝也・高橋亀一郎・川上厚志
事務局	大川事務局長・那須係長・宮岡慎太郎・中平知砂
欠席	なし

事務局	皆さんおはようございます。 本日、全員の方が出席となりましたので、本年度初めての 4 月の定例会を始めさせていただきます。 中平会長、ご挨拶のほどよろしくお願いいたします。
-----	---

中平会長	皆さんおはようございます。 委員の皆様におかれましては、ご多用中の所、ご出席を頂きまして、4 月の定例会が開催されます事を厚くお礼申し上げます。 さて、今年の桜の花の状況は寒さの影響もありまして、普段に比べ長く見せていただく事が出来ました。 そうした状況の中で花の季節も終わり、新緑の季節に変わろうとしています。 農家の皆様におかれましては田植の時期となり、多忙な季節を迎えた所であります。 また、連日テレビや新聞等で報道されています米の高騰ですが、政府も備蓄米を放出している所ではありますが、本来であれば、備蓄米と言うのは特別な災害時に放出するのが基本であり、普段の時に備蓄米を放出することは異例であると思います。 備蓄米が流通することによって米の価格も下がると言われていますが、中々下がらない状況であって、流通業者の出し控えも要因の一つと思われます。 本日の案件につきましては 3 件の議案がございます。 また、役場の方も体制が変わり、この度、那須係長が新しく配属して頂いております。 ご苦勞お掛けするとは思いますがお願いを申し上げ本日の開会とさせていただきます。 それでは本日の議事録署名員につきましては、上田委員さんと谷川委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは、第 1 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書について、
------	--

	事務局からの説明をお願いいたします。
事務局	第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書 申請人： 対象地： 税務係の家屋調査の際に農地に自宅を増築した事が発覚し、すでに入居もしているので始末書を提出していただいております。 所在は●●で面積は●●㎡、住居部分は●●㎡となっています。 この土地につきましては農振農用地の対象地ではありませんので、今回、農地法第4条第1項の規定により農地から宅地に地目変更するようになります。 7ページ以降には設計書や始末書、領収書等を付けさせて頂いております。 現地確認は久岡推進員さんに立会して頂きました。 何かご意見はございませんか。
久岡推進員	只今の事務局からの報告通りです。 建物の建設は知っていましたが農地とは知りませんでした。 すみませんでした。
中平会長	事務局より説明が終わりました。 久岡委員さんからも説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。
高橋推進員	建築会社の方から農地として気を付けて頂ける様なことはありませんか。
事務局	大きな家を建てる場合は、銀行から融資を得なければなりませんので、その場合は農地として発覚してローン等が通らないといった事が起きますが、今回は自己資金で建てていますので分からなかったと思います。
中平会長	通常の畑や水田であれば申請して宅地に変更してから建てる訳ですが、今回の様に増築といった場合は、本人も知らずに建築するケースが多々あるようで、今回も同じような案件だと思います。 他に皆さん方でご意見はございませんか。 ないようですので第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書についてご承認頂ける方の挙手をお願いします。全員挙手です。 続きまして第2号議案 農用地区からの除外申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	第2号議案 農振農用地除外申請について 申請人： 対象地： 15ページ目、農振地区からの除外申出書ということで、現在一斉見直しを行

	っておりますが、急ぎの案件が出ましたので個別案件として取り扱いをさせていただきます。 場所の確認ですが●●、横の農地となっております。 こちらの農地は令和５年度、農地法第３条の申請があり許可をした場所となっております。 現在、●●の自宅前の道路について拡幅工事を行っておりまして、自宅前にあった車庫が立ち退きの対象となったようです。 当時の議事録を確認しましたが、３条をした時には、特に整地もされておらず、農業用倉庫として倉庫と車庫を建てる計画ということで３条の申請が通っております。 その後、拡幅工事のための整地が始まり、その工事と一緒に農地の整地も行い現在、倉庫等はなく駐車場となっております。 こちらも本来であれば、農業委員会で農振除外、４条の申請をしておかないといけない案件とはなっております。 以前、環境整備課から工事中ならその工事の中で駐車場の整理ができるということだが、農地なので何かいい方法はないかとの相談がありました。 その際にも、当初予定していた農業用倉庫であれば特に問題ないという回答をしておりましたが、現地は写真のとおり整地されて青空駐車場となっております。 次ページからは、土地の利用図、始末書等を添付させていただいております。 今回、県発注の拡幅工事の立ち退きによる代替地という少し特殊な案件にはなっておりますので、県にも確認しましたが、除外の申し出は必要という回答をいただいております。 こちらの案件が承認されましたら、34 ページにありますとおり意見書を農業委員会から県に提出させていただきます。 現地確認は、川上推進員に行っていただいております。 何か意見はございますか。
川上推進員	特にありません。
中平会長	只今、事務局から第２号議案の説明が終わりました。 委員の皆さんでご意見はございませんか。 県道の用地買収は終わっていますか。
事務局	一部終わっていない所も有るようですが、ほとんど終わっていると思います。
上田委員	許可されるのはいつ頃ですか。
事務局	最短で６月頃になると思います。
中平会長	他に皆さん方でご意見はございませんか。 ないようですので第２号議案 農用地区からの除外申請についてご承認頂ける

	方の挙手をお願いします。全員挙手です。 続きまして第3号議案 令和7年度 最適化活動の目標の設定等について事務局より説明を求めます。
事務局	第3号議案、令和7年度最適化活動の目標設定等です。 こちら毎年4月に案件として挙げさせていただいております、こちらの目標が農業委員会等交付金の算定基準にもなっております。 この案件が承認されましたら、農業委員会等に関する法律、第37条農地等利用最適化の状況その他農業委員会における事務実施についてインターネット利用及びその他について適切に公表しなければならないとなっておりますのでホームページで公表させていただきます。 35ページから説明をさせていただきます。 令和7年4月1日現在の農業委員会の委員さんは5名、農地利用最適化推進委員は5名、担当区域は6地区、農家・農地等の概要につきましては総農家数367名、農家経営対数200戸、基幹的農業従事者数200名その内女性は89名、40歳以下は2名となっております。 認定農業者数は12名、集落営農組織は神在居部落に新しく営農組織ができますので4組織となります。 耕地面積ですが田が161ha、畑が115ha、合計で276haになります。 続きまして、最適化活動の成果目標ですが管内の農地面積は276ha、これまでの集積面積は2ha 集積率0.7%となっておりまして、課題としましては登記名義等の相続が未登記の土地が多く、不動産登記法の改正と同時に進めて行く事。農地の貸借等を十分にできる体制を整え推進してゆく事が重要と考えます。 目標としましては農地の集積の目標年度が令和13年度で集積率58%、今年度の新規集積面積が1ha、農地面積276ha 今年度末の集積面積が3ha、今年度末の集積率が1.0%です。 遊休農地の解消としましては、1号遊休農地面積が70ha、その内緑区分の遊休農地面積が36ha、うち黄色区分の遊休農地面積が34haとなっており、課題としましては集落営農組織の設立促進や登記名義等の相続が未登記の土地が多く、不動産登記法の改正と同時に進めている。 農地の貸借等を十分に整え推進してゆくことが必要と考えます。 目標として緑区分の解消として令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積は20haで緑区分の遊休農地の解消目標面積は4haです。 また黄色区分の遊休農地ですが6haで黄色区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針としましては、地域の聞き取りによる集約化を前提とした県の基盤整備事業の検討を図る事としました。 また、新規発生遊休農地の解消として、解消目的面積を3haとしています。

	新規参入者の促進としましては、令和3年から5年まで一人もいません。 令和4年に●●が●●で就農されましたが、親元就農で新規就農とはならず、0人とさせて頂きました。 課題としましては新規参入者への貸付や譲渡等を行う際の名義の未登記による実施が出来ない農地が多く、補助事業が活用出来ないといった問題があります。 目標としまして権利移動面積を平均で4.9haとし新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積は0.5haとしました。 次に最適化活動の活動目標として推進員等が最適化活動を行う日数目標としまして一人当たりの活動日数は6日/月です。 活動強化月間の設定目標としましては、活動強化月間の設定回数を3回とし8月には農地パトロールと合わせて農家への声掛け、11月には水稻終了後の次期作への取り組みの推進、3月にはUターン等の呼びかけによる相談を随時行うとしました。 次に新規参入相談会への参加目標としては、参加回数を2回とし、開催時期は6月頃と10月頃で相談会名は梶原町就農相談会とし、参加人数は3人程度、開催場所は津野山営農経済センターとし、相談内容は就農相談会とします。 以上で説明を終了させて頂きます。
中平会長	事務局からのご報告が終わりました。 この案件は毎年目標を設定していますが他に皆さん方でご意見はございませんか。 登記の義務化になっている様ですが事務局の方で忙しいと言った事は有りませんか。
事務局	特に忙しくはなっていません。
上田委員	農業従事者の所で40歳以下の人数で例えば●●の息子さんがいると思いますが該当人数に含まれていますか。
事務局	データには5年前の農林業センサスの数字が反映されていますので、次回から含まれて記載されると思います。
上田委員	40歳以下の農業従事者は少ないです。 農業は危機的な状態で経営が難しい事が浮き彫りになったと思います。
中平会長	他に皆さん方でご意見はございませんか。 ないようですので第3号議案 令和7年度 最適化活動の目標の設定についてご承認頂ける方の挙手をお願いします。 全員挙手です。有難うございました。 以上をもちまして本日の議案は終了しました。
事務局	次に次の開催予定日ですが5月23日が金曜日となっております。いかがでしょうか。

中平会長	次回の開催日は5月23日（金曜日）午前9時から開催したいと思います。 他にございませんか。（後日、都合により5月30日午前9時に変更） ないようですので以上で4月の農業委員会定例会を終了します。 田植の時期が始まり大変忙しい季節が来る訳ですが体調管理に十分気お付けご 活躍頂ける事をお願い致しまして本日の定例会を終了いたします。 ありがとうございました。
	議事録署名員  